

学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立新池中学校

平成 26 年 4 月 1 日

策定

令和 6 年 4 月 1 日

一部改定

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも見逃さず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員が、生徒を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「確かな学力と思いやりの心をもち、社会に貢献できる生徒の育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいてとりくんでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義（文部科学省の通知により）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、養護教諭、支援コーディネーター、学年主任、担任、学年生徒指導、ＳＣ、ＳＳＷ

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見・いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

新池中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人調査票によって把握された生徒状況の集約 学級活動（集団づくり） 家庭訪問（家庭での様子の把握）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学級活動（集団づくり） 家庭訪問（家庭での様子の把握）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学級活動（集団づくり） 家庭訪問（家庭での様子の把握）	第1回 学校いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 あいさつ運動（生徒会）
5月	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	ティキャンプ 教育相談（生徒の状況把握） 小中連絡会（情報交換） Hyper - Q・U テスト実施	教育相談（生徒の状況把握） 校外学習 Hyper - Q・U テスト実施	修学旅行 教育相談（生徒の状況把握） Hyper - Q・U テスト実施	アンケートの回収・分析 教育相談週間 第2回委員会（進捗確認） Hyper - Q・U テスト結果検討 討研修会 小中合同研修
7月	保護者懇談会（家庭での様子の把握） 生徒の生活状況の確認	保護者懇談会（家庭での様子の把握） 職場体験学習 生徒の生活状況の確認	保護者懇談会（家庭での様子の把握） 生徒の生活状況の確認	保護者懇談会
8月				

9月	体育大会	体育大会	体育大会	体育大会を通して集団づくり
10月	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	アンケートの回収・分析
11月	教育相談 （生徒の状況把握） 合唱コンクール 文化祭	教育相談 （生徒の状況把握） 合唱コンクール 文化祭	教育相談 （生徒の状況把握） 合唱コンクール 文化祭	教育相談週間 文化祭を通しての集団づくり あいさつ運動（生徒会）
12月	Hyper - Q・U テスト実施 学校教育自己診断アンケート	Hyper - Q・U テスト実施 学校教育自己診断アンケート	Hyper - Q・U テスト実施 学校教育自己診断アンケート	Hyper - Q・U テスト結果検討研修会 学校教育自己診断アンケート
	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	第3回委員会（状況報告と取組みの検証） 保護者懇談会
1月	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	性教育 学校生活アンケート（いじめについて）実施	アンケートの回収・分析
2月	教育相談 （生徒の状況把握） 研究授業（分かる授業づくり）	教育相談 （生徒の状況把握）	教育相談 （生徒の状況把握）	教育相談週間 第4回委員会（年間の取組みの検証）
3月	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 卒業生を送る会（生徒会）

5 とりくみ状況の把握と検証（P D C A）

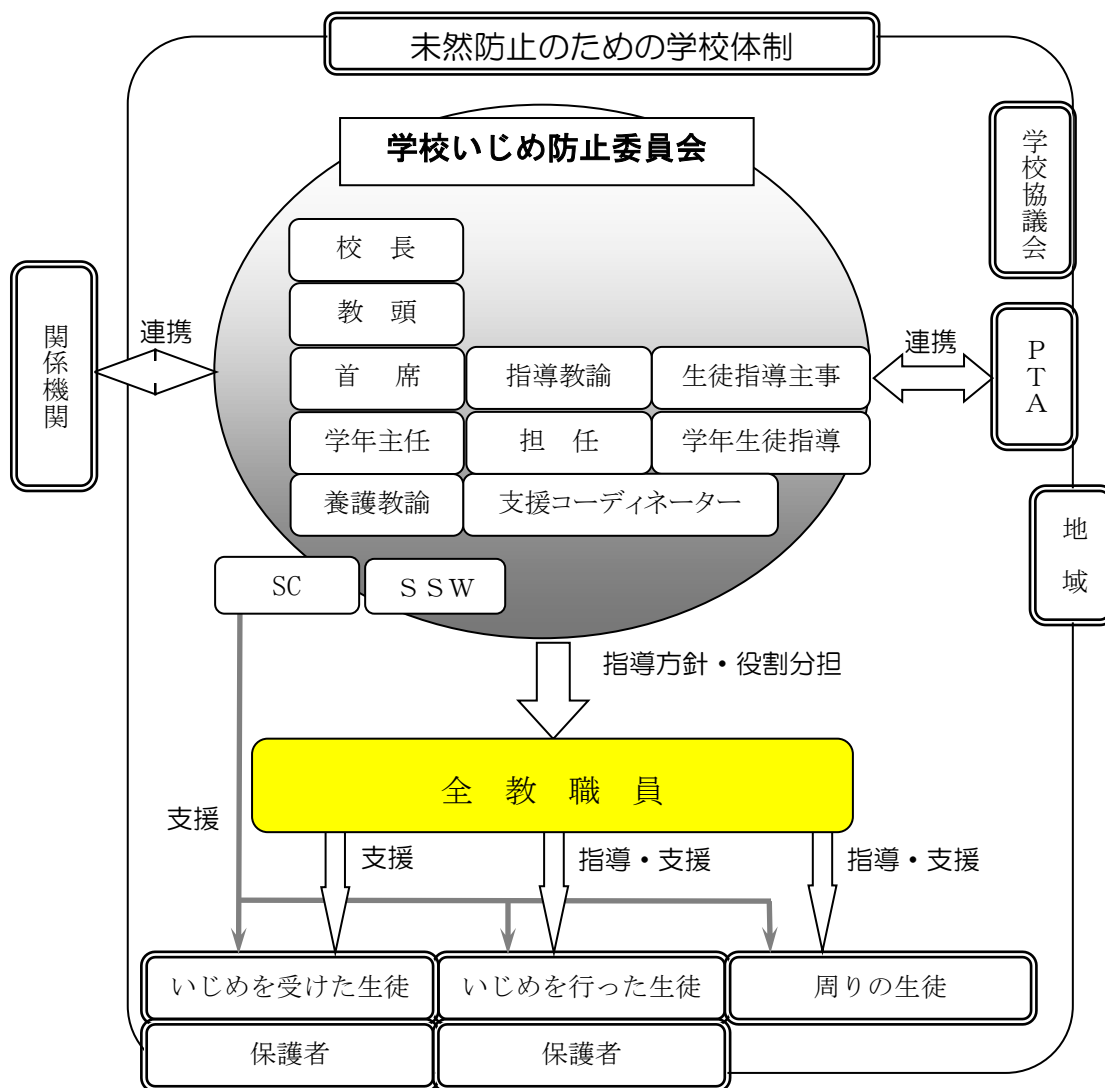
学校いじめ防止委員会は、（各学期の終わりに、など）年4回、検討会議を開催し、とりくみの進行状況の確認と、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検や、いじめ防止等のとりくみの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重の精神が根付き、全ての生徒の人権が保障される環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、生徒が人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自尊感情を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様なとりくみが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、そのとりくみの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るため、教職員に対して生徒指導（いじめ）に関する職員会議や校内研修を行う。

それにより教職員は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは人権侵害である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という共通認識を持って日頃の教育活動にあたる。

生徒に対しては、全校集会や学級活動など学校教育活動全般を通して「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育てることが必要である。

そのために、本校では子どもと子どもをつなぐために、主体的・対話的で深い学びを充実させることに重点を置いたとりくみを行う。

また、インターネットやSNS等でのいじめを防ぐ為にもインターネットやスマホ・携帯電話の適切な使い方について指導を行う。

- (3) いじめの発生の背景を踏まえ、どの生徒に対しても学校生活がより良いものになるよう、以下のとりくみを行う。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。
- すべての生徒が、わかったら楽しい、できたらうれしいを実感できる授業づくりを進める。
- 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、日頃の生徒観察や Hyper-QU、学校生活アンケート（いじめについて）や教育相談の結果を参考にし、生徒に対して学校生活の中で様々な働きかけを行う。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、生徒指導（いじめ）についての校内研修を行い、日頃から教職員間で意見交換を行う。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むとりくみを行い、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを実感させる。
- また、様々な行事を通して、生徒個々の特徴に合わせた役割を担わせ、自己有用感や自己肯定感を育んでいく。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、とりくむ方法として、生徒会を中心として「いじめ」をなくすための活動を行い、全校集会や生徒評議会等を通して生徒へ啓発を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは学校生活アンケート（いじめについて）を年3回実施する。また、Hyper - QU を実施する。

定期的な教育相談としては、学校生活アンケート（いじめについて）の実施後に全生徒に対して個別に担任が年3回実施する。

日常の観察として、生徒や集団の些細な変化にも気づくことができるように、全教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という共通認識の元に行い、その情報を教職員で共有し対応できるようにする。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭訪問や懇談会などで日頃の学校や家庭での生徒の置かれている環境や状態を情報共有し、些細な変化にも気付くことができるようにする。

また、SNS 等でのトラブルの危険性についても保護者に対しては注意喚起を行う。生徒に対しては、情報リテラシーや情報モラル教育を行う。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任や学年の教員だけでなく、スクールカウンセラーのカウンセリングや保健室での相談も行う。また、外部の電話相談等に関しても活用する。

- (4) 全校集会、学年集会、学活やプリント配布等により、相談体制を広く周知する。
学期末の学校いじめ防止委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人が特定されないように配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせた生徒の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行う必要がある。近年の事象を見ると、いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。そのため、いじめを行った生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を参考にし、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には必ず、学校いじめ防止委員会に速やかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

- (4) いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめを行った生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなども視野に入れ、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行った生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分がいじめを受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラ

ーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒がいじめを受けた場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、いじめを受けた生徒の意向を尊重するとともに当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対応を行う。また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

（例）いじめを受けた生徒が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、生徒の家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

○重大事態が発生した場合は、以下に従い報告・調査を進める。

重大事態対処指針

1. はじめに

本指針は、「泉佐野市いじめ防止基本方針」に基づき定めるものである。

なお、重大事態とは、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号において、次のように定義されている。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（2）重大事態 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態又はいじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態をいう。

本指針は、重大事態が発生した又はその疑いがある場合の対処指針であるが、そもそも、いじめの未然防止や早期発見の取組みが重要であることは言うまでもない。

したがって、泉佐野市教育委員会（以下「市教委」という。）及び学校は、「泉佐野市いじめ認知改善プラン」より引用した次の点に留意して、まずは未然防止や早期発見に努めるものとする。

◆短期的な取組みについて ～いじめ防止に関する対策の改善に向けて～

- （1）児童生徒のサインを見逃さない
- （2）教職員をつなぐ
- （3）児童生徒の声を聴く
- （4）児童生徒が声を上げるための取組みを企画する
- （5）専門家との連携
- （6）保護者との連携のあり方を考える

◆長期的な取組みについて ～改めて学校という場を問い直す～

- （1）授業・行事・部活動を見直す
- （2）問い、話し、考える場をつくる

しかし、市教委及び学校が、いじめの未然防止と早期発見に全力を尽くして取り組んだ場合においても、何らかの形で重症化し、重大事態が発生する可能性は排除できない。

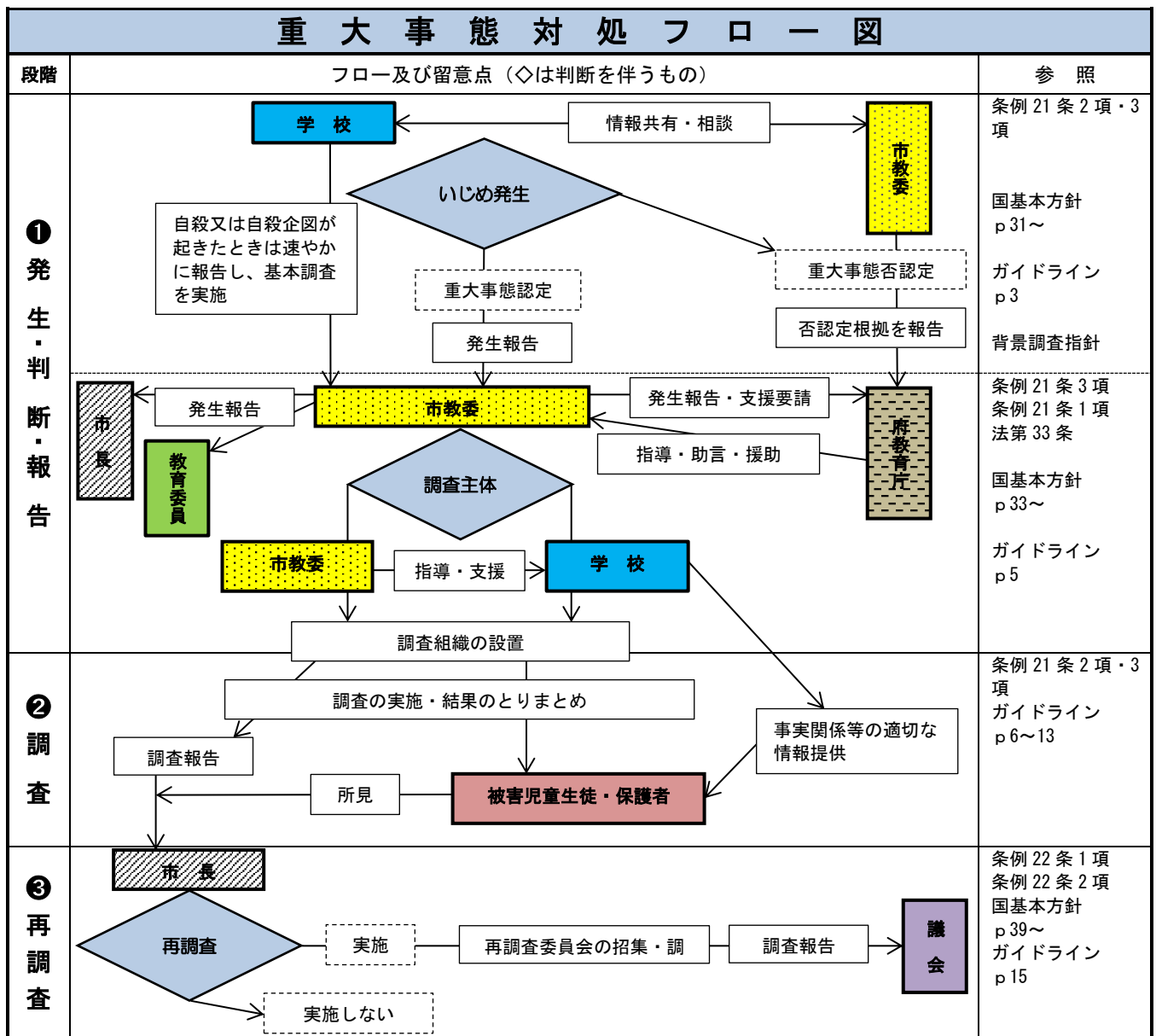
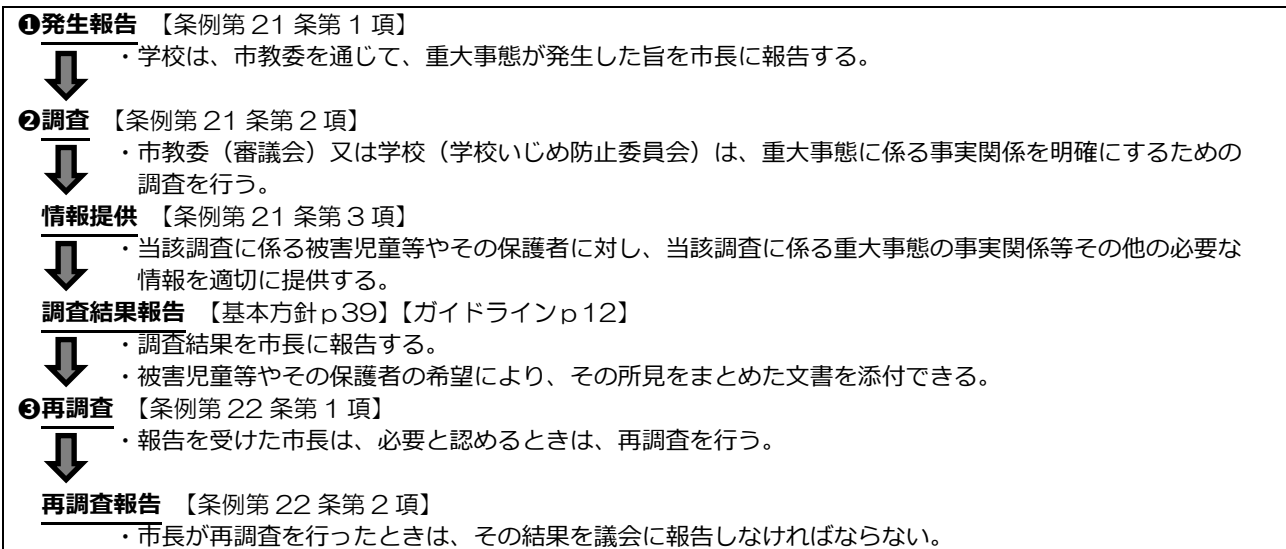
重大事態が発生した場合には、本指針に沿って、いじめを受けた児童等及びその保護者（以下「被害児童等やその保護者」という。）に寄り添い、迅速かつ適切に対処する必要がある。

2. 重大事態への対処に関する基本姿勢

- ① 市教委及び学校は、被害児童等やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たること。
- ② 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。
- ③ 重大事態が発生した場合は、市教委及び学校は、調査により膿を出し切り、いじめの防止等のための施策や措置を見直す姿勢を持つこと。
- ④ 市教委及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。また、状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに留意すること。
また、被害者である児童等やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童等やその保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- ⑤ 市教委及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童等やその保護者に対して調査の結果について適切に説明すること。
- ⑥ 自殺事案の場合、学校外のことで児童等が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、市教委及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識すること。
- ⑦ 自殺事案の場合、子どもを亡くしたという心情から、市教委又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。また、市教委及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童等やその保護者に寄り添いながら調査を進めること。
- ⑧ 被害児童等やその保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教委及び学校は、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。また、それが再発防止につながり、そこから新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童等やその保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することは怠ってはならず、安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことは、あってはならない。

3. 重大事態対処フロー

重大事態が発生した場合の報告等については、条例等において以下の流れが示されている。



※市教委から府教育庁への報告は、各段階において適時行う。

4. 重大事態対処チェックシート

NO.	対処の段階	チェック項目
【重大事態発生時及び初期対処】		
1	ア 重大事態を把握する ・「 <u>疑い</u> 」が生じた段階で調査を開始 ・ <u>被害児童等やその保護者からの申立てがあった時は、必ず調査を実施</u>	☐ 市教委と学校：事案に関する情報共有 ☐ 学校：被害児童等やその保護者のケア（市教委は支援） ☐ 市教委又は学校：重大事態認定・否認定の判断（判断主体と判断基準の明確化） ☐ 市教委：否認定の場合の府教育庁への報告（否認定根拠含む）
2	イ 重大事態の発生報告 ・ <u>学校は、速やかに市教委を通じて市長へ報告</u>	☐ 学校：認定後の速やかな市教委報告 ☐ 市教委：市長報告 ☐ 市教委：教育委員報告 ☐ 市教委：府教育庁報告（必要に応じ府への支援要請）
3	ウ 調査組織の設置 ・ <u>公平性・中立性が確保された組織による客観的な事実認定を行う</u>	☐ 学校・市教委：調査準備（意思統一） ☐ 市教委：調査主体の決定（市教委又は学校） ☐ 市教委：市教委が調査主体の場合の調査組織の決定（第三者委員会か否か）
【調査及び中期対処】		
4	エ 被害児童等やその保護者への調査方針説明 ・「 <u>いじめはない」「学校に責任はない</u> 」等と断定的に説明してはならない ・ <u>対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う</u> ・ <u>被害児童等やその保護者の心情を害する言動を慎む</u> ・ <u>被害児童等やその保護者に寄り添い、信頼関係を構築する</u>	【調査主体】→【被害児童等やその保護者】 ☐ 調査方針に関する要望の聞きとり・調整 ☐ 調査方針の説明 ・調査事項・対象・方法 ・調査組織の構成（公平性の担保） ・調査スケジュール（中間報告・結果報告含む） ・外部への説明方法・内容 【調査主体】→【調査対象児童等やその保護者】 ☐ 調査方針の説明・意見聴取
5	オ 調査の実施 ・ <u>可能な限り速やかに実施する</u> ・ <u>情報提供した児童等を守ることを最優先にする</u> ・ <u>公平性・中立性を確保する</u> ・ <u>被害児童等やその保護者に無断で記録等を廃棄しない</u> ・ <u>関係資料の散逸防止に努める</u>	☐ 調査主体：調査対象児童等やその保護者へ調査方針説明 ☐ 調査主体：被害児童等やその保護者への進捗状況報告（丁寧に） ☐ 調査主体：調査関係文書・資料の整理と確実な保存（文書管理規則等に基づく） ☐ 調査主体：調査後の対応方針検討
6	カ 調査結果の説明・公表 ・ <u>調査結果は公表することが望ましい</u> ・ <u>個人情報保護を盾に説明を怠らない</u>	☐ 市教委と学校：調査結果と対応方針の市長報告 ☐ 市教委と学校：再発防止策の検討 ☐ 市教委又は学校：対応方針に沿って被害児童等やその保護者に調査結果を説明 ☐ 市教委と学校：事案の公表（個別の情報を開示するか否かを、個人情報保護条例・情報公開条例等に基づき適切に判断） ☐ 市教委と学校：事案非公表の場合でも、再発防止に向け、当事者以外の児童等やその保護者への説明を検討 ☐ 市教委：教育委員会等への報告方法等検討
【再発防止及び長期対処】		
7	キ 再発防止策を踏まえた対応 ・ <u>被害児童等やその保護者の継続的なケアを行う</u>	☐ 学校：被害児童等やその保護者の心のケア（SC・SSW等の活用） ☐ 市教委：学校への積極的な支援 ☐ 学校：いじめを行なった児童等やその保護者への適切な指導・助言 ☐ 市教委：必要に応じ就学校指定変更等、弾力的対応の検討
8	ク 市長による再調査 ・ <u>当初の調査主体において、追加調査や調査員を変更した上での調査を行うことも考えられる</u>	☐ 市長：再調査実施可否を判断 ・調査時に知り得なかった事実が判明した ・十分な調査が尽くされていない ・公平性・中立性について疑義がある ☐ 市長：再調査実施の場合の調査結果の議会報告

5. 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

段階	場 面	対 応	備 考
初 期 対 応	事案発生	☐ 事実確認 ☐ 救急等、事故への対応 ☐ 対応組織(役割分担)の確認・招集	☐ 記録開始 ☐ 「緊急対応の手引き」を必ず参照のこと
	発生報告	☐ 早急に第1報を作成・報告 (いつ、だれが、何をして、どうなった) (現時点で確認した内容のみ報告) (事実と未確認を明確に分ける)	☐ 保護者に報告 (担当 日時) ☐ 市教委に報告 (担当 日時)
	役割分担 (例)	☐ 市教委との連絡 ☐ 遺族との連絡 ☐ 記録担当 ☐ ケア担当 ☐ 報道・問い合わせ窓口 ☐ 学年担当 ☐ 情報集約担当 ☐ 保護者担当	☐ 緊急対策本部の設置 ☐ 必要な人員の要請 ○SC ○SSW ○市教委職員
	遺族への 関わり	☐ 事実の伝達 (第一報) ☐ 遺族へのコンタクト ☐ 事実の公表有無と範囲についての意向確認 ○公表の有無 ○友人 ○在校生 ○PTA役員 ○保護者 ○報道 ☐ 伝え方についての確認 ☐ 兄弟姉妹のケアについて ☐ 葬儀等の意向確認	※遺族の意向を最優先に ※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢 ※公表に係る意向確認をするタイミングについて十分留意 (担当) ☐ 葬儀等引率計画 (マナー指導等) ☐ 葬儀等のお知らせ
三 日 以 内	基本調査 【必須】 (即日開始)	☐ 遺族との関わり・関係機関との協力 ☐ 指導記録等の確認 ☐ 全教職員からの聞きとり (3日以内) ☐ 関係の深い子どもへの聞きとり(制約を伴う)	☐ 調査主体は学校 ☐ 市教委の指導・支援
	情報の整理	☐ 時系列整理 ☐ 種別整理 ☐ 市教委への報告	☐ いじめが背景に疑われる場合には重大事態の対応となる
一 週 間 以 内	遺族への 関わり	☐ 基本調査の経過及び整理した情報等の遺族への説明 ☐ 安易に因果関係に言及すべきでない ☐ 詳細調査についての学校及び市教委の考えを伝えて、遺族の意向を確認 ☐ 今後の連絡者、頻度、訪問等についての意向確認	☐ 断定的な説明はできない ☐ 信頼関係を構築する関わり方
中 期 対 応	詳細調査への 移行の判断	☐ 市教委が判断する ☐ 少なくとも次の場合には移行 ○学校生活に係る要素 (いじめ、体罰、 学業、友人等) が背景に疑われる ○遺族の要望がある ○その他の必要性	☐ 第三者機関や外部専門家へ意見を求める姿勢 ☐ 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、改めて遺族に詳細調査を提案することも考えられる
	情報について	☐ 警察発表内容の確認 ☐ 公表できる内容の整理 ☐ 問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化 ☐ 記者会見への判断 ☐ 説明内容の遺族への確認	☐ 取材多数ならば記者会見を ☐ 記者会見等への準備開始 ☐ 想定問答の準備 (遺族に確認)
	周囲への説明	☐ PTA役員との協議 ☐ 保護者会開催の判断 ☐ 全校集会開催の判断 ☐ 学校活動 (登校、授業、行事) に係る判断	☐ 想定問答の準備 (遺族に確認)

長期的対応及び詳細調査の実施	心のケア	☐ スクールカウンセラーの要請 ☐ 配慮が必要なケースのリストアップ ○遺族 ○児童等 ○兄弟姉妹（他校種もあり得る） ☐ ケアの目標と計画の設定	☐ 卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを心がける
	遺族への関わり	☐ 遺品等の返却についての相談 ☐ 法要、訪問等の確認	☐ 信頼関係を構築する関わり方
	詳細調査	☐ 調査組織の設置 ☐ 計画と実施 ①基本調査の確認 ②学校以外の関係機関への聞きとり ③状況に応じ、子どもに自殺の事実を伝えて行う調査 ○アンケート調査 ○聞きとり調査 ④遺族からの聞きとり など	☐ 組織の構成は、弁護士、心理の専門家等を加えた調査組織となる

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意する。

6. おわりに

重大事態が発生した場合は、「2. 重大事態への対処に関する基本姿勢」に基づき、原則として、フロー図及びチェックシートに沿って対処を行うが、詳細については、以下のガイドライン等を参考のうえ、丁寧に対応する必要がある。

- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- ◇ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月 文部科学省）
- ◇ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針〔改訂版〕（平成 26 年 7 月 文部科学省）
- ◇ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成 22 年 3 月 文部科学省）

令和 年 月 日

泉佐野市教育委員会教育長 様

泉佐野市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 印

いじめの重大事態（疑い含む）発生報告書

1	重大事態（疑い含む）と認めた事由 （市いじめの防止等に関する条例第2条第2号） ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い ※児童生徒・保護者から申し立てがあったとき	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ○ 認めた理由 ・
2	いじめを受けたとされる児童生徒	第 学年 組（ 歳） 名前 (性別) ※複数の場合は追記すること
3	いじめを行ったとされる児童生徒	第 学年 組（ 歳） 名前 (性別) ※複数の場合は追記すること
4	いじめが行われたと疑われる時期	R〇. 〇. 〇〇～R〇. 〇. 〇〇
5	学校が本事態を認知した日	R〇. 〇. 〇〇
6	事態の内容	○発見のきっかけ ○いじめの態様等 ○現在の状況 【いじめを受けたとされる児童生徒】 【いじめを行ったとされる児童生徒】
7	学校の指導経過等	
8	いじめを受けたとされる児童生徒・保護者の意向	

令和 年 月 日

泉佐野市教育委員会教育長 様

泉佐野市立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇 印

基本調査（自殺又は自殺が疑われる死亡事案）報告書

1 事故の概要

- ・児童生徒基礎データ（学校名・名前・学年・学級・性別・年齢等）
- ・事故の経緯（発生日時・場所・事故の概要）

2 調査内容（発生したその日から開始）

- ・全職員からの聞きとり結果（児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了）
- ・遺族面談内容（公表についての意向、学校への要望等）
- ・関係児童生徒からの聞きとり結果（状況に応じて）

3 関係資料の収集

- ・いじめに関するアンケート、生活に関するアンケート等
- ・児童生徒個票
- ・指導要録、健康診断表、出席簿等
- ・学級日誌、作文、掲示物、生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録
- ・その他学校での生活の様子が分かるもの

※得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、市（市教委）に報告

※学校及び市（市教委）は、適切に遺族に説明（断定的な説明はできないことに留意）

※市（市教委）は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断

※いじめが背景に疑われる場合は、市いじめの防止等に関する条例に基づく重大事態として扱い、市長等への報告が必要

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の調査をすることに留意

(別添)

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

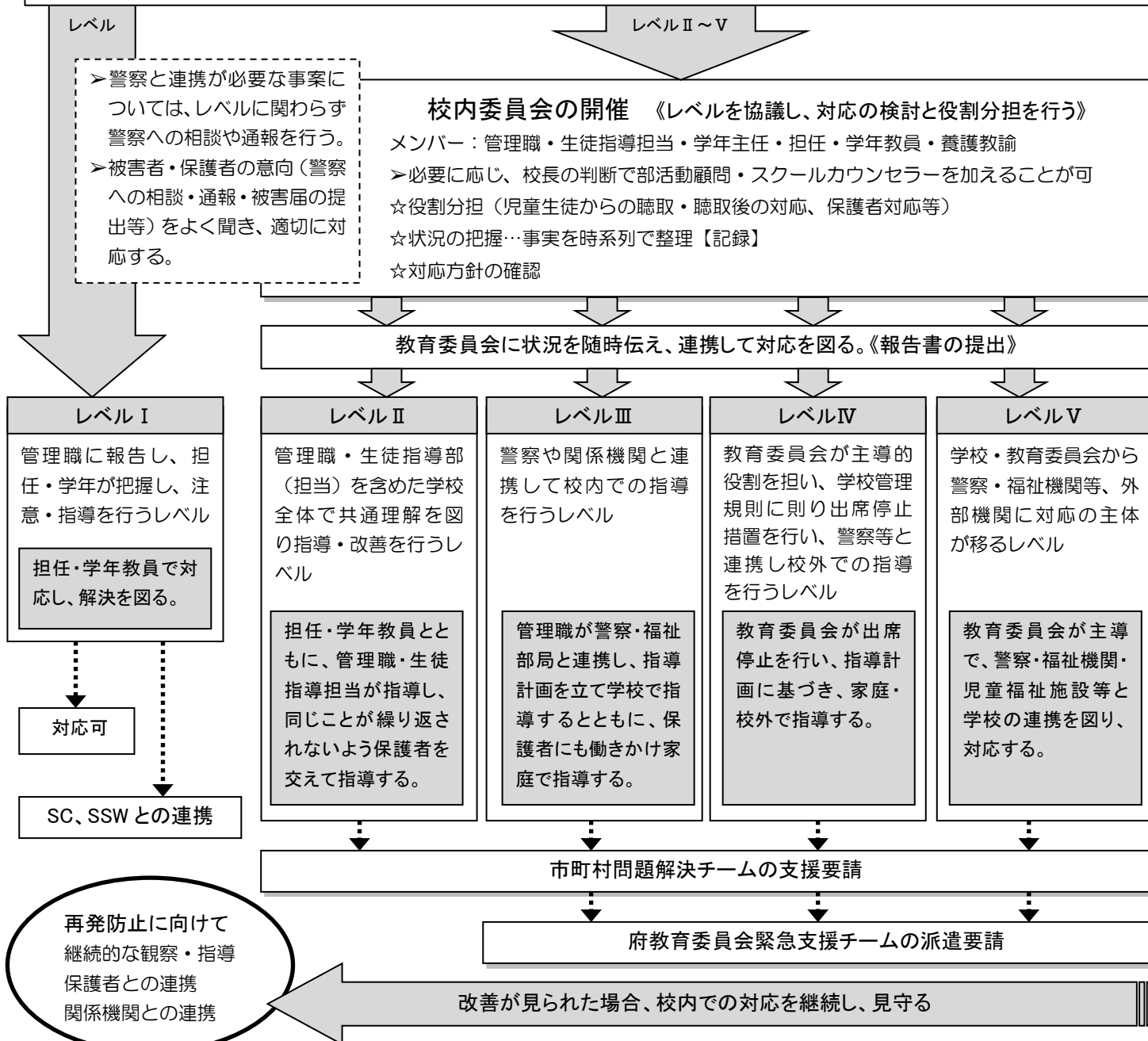
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

【巻末資料 2】「生徒指導報告書（様式 1）」

○事象を把握し、取組みの方向性が出た時点で、校長は市教育委員会へ提出する。

【 様式 1 】				(〇〇小中－R6－〇)			
記載日	令和	年	月	日	泉佐野市立		学校
生徒指導報告書（いじめ用）							
いじめ問題の認知状況について					校長名：		印
1. 発生日時	令和	年	月	日	AM	PM	時 分～
2. いじめられた児童生徒	フリガナ	性別	学年	組	担 任 名		
A							
3. いじめた児童生徒	フリガナ	性別	学年	組	担 任 名		
B							
C							
D							
E							
4. 対応状況	○事実の確認中						
	○解決に向けて取組み中						
	○その他 （ ）						
5. いじめの態様	☐ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。						
	☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。						
	☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。						
	☐ ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする。						
	☐ 金品をたかられる。						
	☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。						
	☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。						
	☐ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。						
6. 認知のきっかけ	☐ 学級担任が発見 ☐ 担任以外の教職員が発見 ☐ 養護教諭が発見						
	☐ SC、SSWが発見				☐ アンケート調査等学校の取組みにより発見		
	☐ 児童生徒本人からの訴え				☐ 本人の保護者からの訴え		
	☐ 他の児童生徒からの情報				☐ 他の児童生徒の保護者からの情報		
	☐ 地域からの情報				☐ 関係諸機関からの情報		
	☐ その他〔匿名による投書など〕 （ ）						
7. 事案の概要 指導の状況							
2018/04 改訂版							

【巻末資料２】「生徒指導報告書（様式２）」

○事象発生から概ね３か月経過し、解消が認められた後、校長は市教育委員会へ提出する。

【 様式 2 】				(〇〇小中－R6－〇)	
記載日	令和	年	月	日	学校
生徒指導報告書（いじめ用）				泉佐野市立	
その後の状況について				校長名：	印
記入者：			記入日：		
8. 解消状況	☒ 解消している（日常的に観察継続中） 解消日 令和 年 月 日				
	☐ 解消に向けて取組み中				
	☐ その他 （ ）				
9. いじめられた児童生徒への対応	☐ 学級担任や他の教職員が状況を聞いた。				
	☐ 養護教諭が状況を聞いた。				
	☐ ＳＣ等の相談員が状況を聞いた。				
	☐ ＳＣ等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。				
	☐ 学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行った。				
	☐ 養護教諭が継続的に面談しケアを行った。				
	☐ 別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。				
	☐ 緊急避難として欠席させた。				
	☐ 他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼した。				
	☐ グループ替えや席替え、学級替えを行った。				
	☐ 子ども家庭センター、警察、病院等の関係機関と連携した。				
	☐ その他 （ ）				
10. いじめた児童生徒への対応	☐ 学級担任や他の教職員が状況を聞いた。				
	☐ 養護教諭が状況を聞いた。				
	☐ ＳＣ等の相談員が状況を聞いた。				
	☐ ＳＣ等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。				
	☐ 学級担任や他の教職員が指導した。				
	☐ 養護教諭が指導した。				
	☐ 校長、教頭が指導した。				
	☐ 別室指導した。				
	☐ グループ替えや席替え、学級替えを行った。				
	☐ 出席停止				
	☐ 学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施（保護者連携）				
	☐ 子ども家庭センター、警察、病院等の関係機関と連携した。				
☐ その他 （ ）					
11. その後の状況					
12. 対応委員会開催日					
13. 対応委員会メンバー					
14. その他（市教委・関係諸機関との連携等）					

○保存管理について

学校は、（様式１）（様式２）ともに写しを保存管理する。保存期間は５年間とする。

なお、「いじめに関するアンケートの質問紙」や「聴取結果を記録した文書等」についても、紙媒体での原本保存、もしくはスキャナー等によるファイル化資料の保存とし、保存期間は同様の扱いとする。

はじめに

いじめ認知改善プランの作成にあたって

教育は、人格の完成に資する営みであり、子どもに関わるすべての人びとが、そのことを自覚し、人権尊重の精神を貫いて実践することが重要です。そして、子どもが社会で、安心して安全に学ぶことができるためには、学校や家庭、地域といった、子どもの身近な生活基盤での人間関係や集団の質はとても大切な要素となります。

学齢期は、まさに集団生活を通して人間関係を築いていく時期であり、集団がその土台となって、個性や人格、生きる力が形成されていきます。しかし、集団生活では、集団であるがゆえに、個々のさまざまな心情が交錯して、人権をないがしろにする行為が後を絶たない現状があります。中でも、いじめは深刻な問題です。なぜなら、いじめは人の命を奪いかねない行為であり、また、いじめによる心の傷は生涯にわたりはかり知れない影響を及ぼすことがあるからです。私たちは、このことを肝に銘じておかねばなりません。

平成31年1月、本市において、子どもが自らの尊い命を絶つ事案が発生しました。自死との因果関係は判断できなかったものの、いじめがあったことが確認されています。当時、いじめを見抜けなかったことを猛省するとともに、本市の学校におけるいじめ認知件数の極めて少ない状況を改善する必要があります。いじめの未然防止が本市の最重要課題であると捉えています。

「いじめは絶対に許されない行為だ」という認識をすべての人がもつことはもとより、いじめをしない、かかわらない、傍観しない、また、いじめを受けないための力を育てるために、なにはさておき、教職員の見えにくいところで起こっているいじめに気づき、また、見抜いて、その背景や原因を分析する力が学校には不可欠です。

この「いじめ認知改善プラン」は、自死事案の報告書のうち、いじめ防止の提言を受けて作成しました。時を同じくして大阪府教育庁もいじめ対応改善のために「いじめ対応セルフチェックシート」を作成しました。これらの内容をふまえ、ぜひ、各学校で確固たる組織的指導体制のもと、子どもの安心安全を守り抜き、いじめの未然防止に全力で取組まれることを切望します。

令和元年7月2日

泉佐野市教育委員会

報告書について

報告書は、泉佐野市教育委員会（以下「市教委」という。）が設置した「検証委員会」において、本事案に係る基本調査で得られた情報の範囲内で、かつそれらの情報を前提として、5人の外部専門家の助言を受けながら、取りまとめたものである。また、これまでの当該校及び市教委の取り組みを振り返り、問題点等について検証することにより、当該校を含む全ての市立小中学校での再発防止に向けた取り組みの推進につなげるものである。

報告書の『再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言』では、「すぐに取り組む必要があること」「長期的な取り組みについての提言」に分けての記載があり、その具現化が必要である。

再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言

すぐに取り組む必要があること ～いじめ防止に関する対策の改善に向けて～

- (1) 児童生徒のサインを見逃さない
 - ① 教職員が、今以上にいじめアンケート調査やＱＵ（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の分析結果を検討・共有するとともに、有効に活用できる仕組みを確立すること。
 - ② いじめアンケート調査や校内いじめ防止委員会などは実施時期が決まっているが、児童生徒のトラブルや関係は日々刻々と変化するものであることから、日常の授業や行事、部活動、その他の活動の中での児童生徒のサインを見逃さないようにすること。
- (2) 教職員をつなぐ
 - ① 児童生徒に関わる教職員がフォーマルに、かつインフォーマルに、児童生徒のことを語り合う場を持つこと。
 - ② その上で、教職員がチームとして機能すること。
- (3) 児童生徒の声を聴く
 - ① 必要に応じて、個別に児童生徒の声を聴いたり、あるいは小さなグループで語り合い相談できる場を学校の中に様々につくられるよう努力すること。
 - ② いじめアンケート調査後に行われる教育相談についても、必ずしも毎回担任が行うのではなく、児童生徒が相談する教職員を選べるようにするなど、児童生徒が話しやすい又は話したいと思える環境を整えること。
 - ③ 学生ボランティア等や地域の方々の協力を求めるなど、学校・学級を外に開いていくことを検討すること。
 - ④ 上記①から③の前提として、授業や行事活動、日常会話などにおいて、教職員と児童生徒の関係が、教える者と学ぶ者の一方向の関係に陥らないように、教職員が児童生徒の応答や活動を引き出すように働きかけ、その心情や行動を感じとり反応するという双方向の関係をつくるために不断の努力をすること。
- (4) 児童生徒が声を上げるための取り組みを企画する
 - ① 児童生徒がＳＯＳを出す方法をとって学んだり、気持ちを表出している友人にどう声掛けすればいいのか学ぶこと。
 - ② 児童生徒が問題を感じた際に、「声を上げれば必ずその声が聴かれ、希望すれば対応をしてもらえる。さらに、問題が関連する組織（学級や部活動、学校全体）で公的に取り上げられ、議論され、解決される。」ということを経験できるようにしていくこと。
- (5) 専門家との連携
 - ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを校内体制の一員として認識し、積極的に相談すること。
 - ② 外部専門家の情報を各学校が共有し活用できるように、市教委を中心としたネットワークを形成すること。
 - ③ 外部専門家だけではなく、地域の方々や学生ボランティア等との連携も視野に入れて、教職員のさらなる多忙化につながらないように、学校を外に開く取り組みを検討すること。
- (6) 保護者との連携のあり方を考える
 - ① 保護者との協働意識を持った関係、例えば、気になったことを伝えることができたり、何か問題があれば一緒に取り組んでもらえるような関係を構築していくこと。
 - ② 児童生徒がキャリアについて学ぶ機会や総合的な学習の時間など、機会があれば、保護者に、講師やサポーターをお願いし、保護者とは違う立ち位置から児童生徒を見守り、学校・学級の応援団になってもらうなどの工夫を考えていくこと。
 - ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を図ること。

長期的な取り組みについての提言 ～改めて学校という場を問い直す～

- (1) 授業・行事・部活動を見直す
 - ① 児童生徒が絶えず出会い／出会い直しができるように、様々な仲間につながる活動や場をつくり出していくこと。その中で、「どうみられるか」ではなく「どうしたいか」が言えたり、考えたりできるように、学校の活動や組織、授業のあり方を検討していくこと。
 - ② 行事や活動が削減される傾向にある中で、中学校では3年間を見通して、どの時期にどのような活動を、なぜ入れていくのか、教職員はもとより生徒自身が確認できるように、関係づくりの観点からも、検討して取り組んでいくこと。
- (2) 問い、話し、考える場をつくる
 - ① 教職員と児童生徒が、授業やホームルーム、行事、部活動などの活動の意味を再確認する際に、「問い、話し、考える場」になっているのかどうか、という視点をもつこと。

泉佐野市いじめ認知改善プラン

1 基本理念（いじめ防止対策推進法 第3条）

- （1）学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- （2）いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
- （3）市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することをめざす。

2 基本目標

- （1）いじめの未然防止への取り組みを推進する。
- （2）いじめの早期発見・早期対応への取り組みを推進する。
- （3）いじめの解決を図るため、専門家・関係機関と連携した取り組みを推進する。
- （4）いじめの解決を図るため、組織的な推進・検証体制の充実を図る。

3 いじめの基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、どの児童生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、そもそも気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- いじめは、暴力を伴わなくとも、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。

4 基本構想

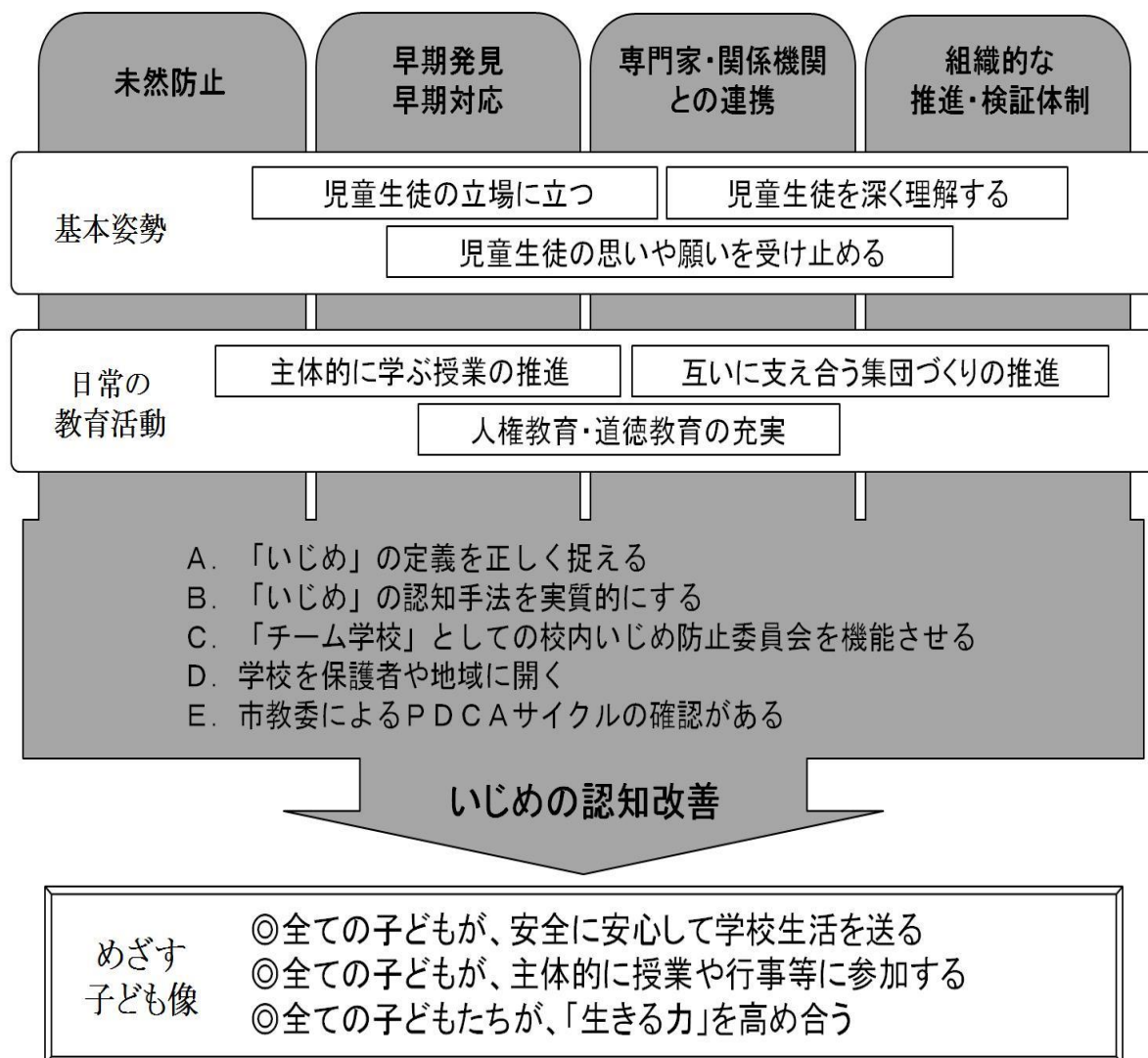
【基本姿勢】

- ① 児童生徒の立場に立つ
教職員は、全ての児童生徒を人格のある人間として接し、一人ひとりの個性と向き合い、児童生徒の立場に立って守りきるという姿勢が必要である。
- ② 児童生徒を深く理解する
教職員は、厳しい課題を有している児童生徒を集団の中に位置づけ、その表情や現象のうらにある心の叫びを敏感に感じとろうとする等、児童生徒に寄り添い、理解しようと努める必要がある。
- ③ 児童生徒の思いや願いを受け止める
教職員は、全ての児童生徒の可能性を信じ成長を願うとともに、予断をもった判断をせず、児童生徒の願いや思いを受け止めることが大切である。

【日常の教育活動】

- ① 主体的に学ぶ授業の推進
教職員は、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識し、全ての児童生徒が参加・活躍する主体的に学ぶ授業を進める中で、学力とともに自己有用感を高めていくことが必要である。
- ② 互いに支え合う集団づくりの推進
教職員は、児童生徒が安心して学校生活を送るために、信頼と協調に基づき互いに支え合う人間関係の形成が、一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努める必要がある。
- ③ 人権教育・道徳教育の充実
教職員は、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる人権教育や、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を、学校の教育活動全体で充実させる必要がある。

【基本構想図】



5 いじめ認知改善プラン 推進の方向性

A. 「いじめ」の定義を正しく捉える

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう定義を正しく捉えることに努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ防止委員会を開催し、情報を共有した上で行うようにする。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、いじめ解消に向けた取り組みのスタートラインである。」という認識に全教職員がたち、できるだけ早い段階から、いじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて積極的に認知していくことが、重大事態につながることを未然に防ぐことにもつながる。

- ⇒① 市教委が、資料を作成し、管理職が全教職員に周知する
- ② 市教委が、研修を実施し、管理職及び担当者に周知する
- ③ 学校が、校内研修を実施し、全教職員に周知する

B. 「いじめ」の認知手法を実質的にする

いじめの早期発見、早期対応のため、学校いじめ防止基本方針に則った定期的なアンケート調査や教育相談の実施を学校全体として組織的に進める。また、調査・相談の時期や内容についても児童生徒の実態に即したものであるかの検証をPDCAサイクルにより定期的に行う。

さらに、相談窓口の周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携など、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていく。

- ⇒① 市教委が、見直しポイントを示し、学校が、学校いじめ防止基本方針見直しを行う
② 学校が、子どもたちの発信ツールを意図的に複数設ける
③ SC/SSW が、いじめアンケートやQUの分析に参加し、助言を行う（年間複数回）

C. 「チーム学校」としての校内いじめ防止委員会を機能させる

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きににくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の交換及び共有することが大切である。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく校内いじめ防止委員会により、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるよう位置づけることが重要である。

- ⇒① 市教委が、役割等を含めて校内いじめ防止委員会のモデルを示す
② 学校が、モデルをもとに実践しているのか、市教委が確認する
③ SC/SSW が、校内いじめ防止委員会に参加し、助言を行う（年間複数回）

D. 学校を保護者や地域に開く

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取り組みをより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

P T A等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についてもP T A等とも十分協議する。さらに、学校いじめ防止基本方針等を広く周知するなど、学校と地域の連携により、校内外にわたって児童生徒が地域の大人と接する場を増やすことによって、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ⇒① 学校が、保護者への発信ツールを意図的に複数設ける
② 学校が、学校いじめ防止基本方針を積極的に周知する（HPの公開）
③ 学校が、学生ボランティアや地域の方がたに協力を求める取り組みを明確にする

E. 市教委によるPDCAサイクルの確認がある

市教委による学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実いじめの実態把握の取り組み状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取り組み状況を点検するとともに、市の動向や成果・課題などを定期的・継続的に学校に情報提供するなどを通じ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実を促す。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の調査」等に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、当該校への指導助言を実施する。

- ⇒① 市教委が、ヒアリングや訪問により、学校の状況をリアルタイムに把握する
② 市教委が、学校いじめ防止基本方針に基づく各校の進捗状況確認を行い徹底する
③ 市教委が、校園長会等の会議において、いじめの認知状況について確認し、情報共有する